

茨城町特産品ブランドいっぴん　第５回認証商品募集

　ブランド認証制度「茨城町特産品ブランドいっぴん」は、町内の優れた地域資源を活用した商品などをブランド認証することにより、町の魅力を広く発信し、認知度の向上とイメージアップを図ることを目的としています。

　認証を受けると茨城町農畜産物「きらり」実践協議会特産品ブランド推進及び認証部会から認証書が交付され、「茨城町特産品ブランドいっぴん」のロゴマークを使用できるようになります。

　また、認証グッズの提供、各種広報媒体やメディアへの掲載、各種イベント等において茨城町の特産品としてＰＲします。　皆さまの「自慢のいっぴん」のご応募をお待ちしております。

申請期間　令和８年11月24日（火）から12月18日（金）まで



◆申請資格

【一次産品の場合】

　町内産の農畜水産物であること。

【加工品の場合】

　町内産の農畜水産物を活用し、町内外の事業所で製造された商品で、かつ、町内に所在する販売事業者であること。

◆申請方法

　「茨城町特産品ブランドいっぴん認証申請書（様式第１号）」に関係資料等を添え、農業政策課までご提出ください。

　詳しくは町ホームページ（https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/sangyoubusiness/nougyou/004149.html）をご覧いただくか、農業政策課までお問い合わせください。

詳細は裏面をチェック

茨城町の生産者、事業者の皆さま

あなたの「いっぴん」募集します

－　認証期間　認証の日から５年間（更新あり）　－

認証されると…

◆認証商品に「茨城町特産品ブランドいっぴん認証マーク」（表面参照）を表示することができます。
認証マークを使用するときは、「茨城町特産品ブランドいっぴん認証マーク使用承認申請書」により、あらかじめ茨城町農畜産物「きらり」実践協議会特産品ブランド推進及び認証部会長に申請します。

◆「茨城町特産品ブランドいっぴん」オリジナルのぼり旗、ミニのぼり旗、認証シールを貸与いたします。店頭や陳列棚等に飾るなど、認証商品としてのＰＲが可能です。
（認証シールは 1,000 枚まで無料で提供。それ以降は実費となります。）

◆茨城町農畜産物「きらり」実践協議会により、各種イベント出展において認証商品のＰＲを行います。
また、農業政策課公式ＳＮＳにおいて認証商品の情報発信を行います。

認証マークの使用上の留意点
1　町が提供するデータを用い正確に表示すること。
2　サイズは原則とし、縦横比率及びデザイン構成は変えないこと。
3　認証品に直接印刷する場合は、変形又は変色しないよう留意すること。
4　商品の形状等により表示に制約がある場合は、事前に町と協議し、適切な表示を行うこと。

認証シール
（イメージ図）



オリジナルのぼり旗・
ミニのぼり旗
（イメージ図）



審査・認証について…

○【参考】茨城町特産品ブランドいっぴん審査基準

	審　査　項　目
①	**「信頼性・品質」評価** 高い信頼性と品質をもった商品を評価します。 【評価項目】安定供給，品質管理体制，各種認証制度，美味しさ（試食） ※栽培・飼育方法等の実績を考慮します。 例（GAP，HACCP，ISO9001，地理的表示（GI），有機栽培，特別栽培等）
②	**「地元性」評価** 商品の茨城町らしさを評価します。 【評価項目】茨城町の地域活性化に意欲を持つ業者，町内での定着度，原料
③	**「ブランド力向上」評価** 茨城町ブランドの知名度・イメージアップへの貢献度を評価します。 【評価項目】販路開拓，商品改良，PR 活動，ブランドへの貢献
④	**「独自性」評価** 同業他社商品と比較した優位性について評価します。 【評価項目】機能性，技術，稀少性，ターゲット設定，独創性
⑤	**「魅力性」評価** 上記①～④の項目以外の商品の魅力について評価します。 【評価項目】その他の魅力，将来性

○第５回審査会

令和９年１月（書類審査）、２月（試食審査）を目安に実施予定

○審査団体

茨城町農畜産物「きらり」実践協議会
特産品ブランド推進及び認証部会

★問合せ先★
茨城町農畜産物「きらり」実践協議会
特産品ブランド推進及び認証部会事務局
（茨城町生活経済部農業政策課振興グループ内）
TEL：029-240-7118（直通）
FAX：029-240-7149